



弘市協発第79号

令和7年7月22日

弘前市協働によるまちづくり推進審議会 会長 様

弘前市長 櫻田 宏



弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の審議について
(諮問)

本市は、平成27年4月1日にまちづくりの基本ルールであります「弘前市協働によるまちづくり基本条例」(平成27年弘前市条例第4号)を施行し、市民参加を大事にした公正かつ誠実な市の事業等の実施や、市民の主体的な関わり及び協働による継続的なまちづくりの進展を図ることによって、「市民の幸せな暮らしの実現」に向けた取り組みを進めております。

この条例の実効性を確保するため、市の事業等が条例の内容に則して実施されているかを評価し、条例について必要な見直しや事業遂行等の改善について毎年度審議いただくことになっております。

つきましては、下記事項についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問します。

記

諮問事項

今後の審議会のあり方と基本条例の見直しについて

諮問理由

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、平成27年4月に施行し、今年度で施行から10年が経過しました。これまでに行われた審議内容や答申への対応状況などを振り返り、関係条文が現状にあった適切なものになっているか等について委員より意見を聴取し、これからの審議会のあり方や条文そのものの改正の必要性について審議していただき、協働によるまちづくりの更なる推進を図るものです。